

2 . 大気関係資料

表 2 - 1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg / m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	年平均値が0.003mg / m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	年平均値が0.15mg / m ³ 以下であること。

表 2 - 2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設（抜粋）

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	ボイラー	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及び力焼炉	原料の処理能力が1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールドタル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6ℓ/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20ℓ/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3ℓ/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35ℓ/時以上
32	ガソリン機関	

表 2 - 3 - 1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2 - 3 - 2 大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上
5	研摩機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス	
9	穿孔機	

(備考) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。

表 2 - 4 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

No	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに 4 および 13 から 15 までは掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 0.5m^2 以上 1m^2 未満であるもの 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積を言う。）が 0.5m^2 未満であるもの バ - ナ - の燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 30ℓ 以上 50ℓ 未満であるもの 変圧器の定格容量が 200V A 未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積が 2m^2 以上であるもの 焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6 から 8 までは掲げるものおよび密閉式のものを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カ - ポンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15 に掲げるものを除く。）

（注）1 および 3 から 15 に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値	
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の 1 に掲げる施設）	ばいじん	0.20	g / Nm^3
廃棄物焼却炉 （上記表の 2 に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0	mg / Nm^3
	塩素	30	mg / Nm^3
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10	mg / Nm^3
	鉛およびその化合物	10	mg / Nm^3
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の 3 から 17 に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0	mg / Nm^3
	塩素	30	mg / Nm^3
	塩化水素	80	mg / Nm^3
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 ~ 20	mg / Nm^3
	鉛およびその化合物	10 ~ 30	mg / Nm^3

表 2 - 5 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が摂氏15度、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50キロリットル以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクロ - リ - に積み込む施設）	1日の取扱量が30キロリットル以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30キロリットル以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態で沸点が摂氏150度以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態で5容量比バ - セントの留出量となるときに温度が摂氏150度以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 基 準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の2に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクロ - リ - と直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表 2 - 6 大気汚染常時監視測定局の整備状況

(平成14年3月31日現在)

測定局名		設置主体	所在地	設置場所	測定項目														テレメータ		
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	硫酸水素	塩化水素	(注)SPM	炭化水素	交通量	風向	風速	温湿度	日射量	放射	射支	県システム	市町システム
一般	清明	県	福井市中荒井町109	企業庁中荒井公舎		○		○				○			○				○		
	福井	県	福井市豊島2-5-26	豊島東公園	○	○		○				○	○		○	○			○		
	センター	県	福井市原目町39-4	県環境科学センター		○		○				○			○				○		
	石盛	市	福井市石盛町19-9-1	森田配水場	○	○						○			○				○	○	
	河合	市	福井市山室町10-12	河合小学校	○	○		○				○			○				○	○	
	大宮	市	福井市大宮2-5	経田公園	○	○						○			○				○	○	
	順化	市	福井市大手3-16-1	順化小学校	○	○	○	○				○	○		○				○	○	
	今市	市	福井市今市町5-10-1	足羽中学校	○	○		○				○			○		○		○	○	
	社	市	福井市湊4-748	至民中学校	○	○		○				○			○				○	○	
	足羽	市	福井市稲津町83-1	足羽第一中学校	○	○		○				○			○				○	○	
測定局	三国	県	三国町山岸31-1	三国西小学校	○	○		○				○	○		○	○			○		
	三国南保育所	町	三国町楽円38-3-1	三国南保育所	○	○						○			○					○	
	宿保育所	町	三国町宿2-3-45	宿保育所	○	○						○			○					○	
	浜四郷公民館	町	三国町下野58-16	浜四郷公民館	○	○						○			○					○	
	安島保育所	町	三国町安島50-4-1	三国町海浜自然公園	○	○						○			○					○	
	芦原	県	芦原町田中々4-13	芦原町営グラウンド		○						○			○				○		
	金津	県	金津町馬場5-5-1	金津消防署		○						○			○				○		
	中川	広域圏	金津町中川18-10	金津東小学校	○	○					○	○			○				○		
	丸岡	県	丸岡町寅国5-29-2	丸岡中学校		○		○				○			○				○		
	北丸岡	町	丸岡町一本田福所30-19-22	一本田福所2区公民館	○							○			○				○		
測定局	春江	県	春江町下小森6-1-1	大石小学校		○						○			○				○		
	坂井	県	坂井町上新庄28-21	坂井中学校		○		○				○			○				○		
	敦賀	県	敦賀市松栄町7-28	敦賀地方合同庁舎	○	○		○				○	○		○	○			○		
	和久野	県	敦賀市新和町2-33-1	和久野浄水場	○	○		○				○			○				○		
	気比	市	敦賀市清水町1-12-8	敦賀上水道ポンプ場	○	○						○			○				○		
	武生	県	武生市平出1-6-1	武生第一中学校		○		○				○			○				○		
	武生南	市	武生市妙法寺町42-15	武生第二中学校	○							○			○				○		
	味真野大気	市	武生市上真柄町44-6-1	上真柄町ふれあい会館	○					○		○			○				○		
	武生北	市	武生市家久町105-13	吉野児童センタ-	○							○			○				○		
	武生西	市	武生市勝蓮花町30字下済藤野2-4	民有地	○							○			○				○		
測定局	神明	県	鯖江市水落町4-13-23	神明小学校	○	○		○				○	○		○	○			○		
	鯖江	県	鯖江市住吉町2-1021	住吉交通公園		○		○				○			○				○		
	鯖江東	市	鯖江市定次町42	定次公園	○							○			○				○		
	御幸	市	鯖江市御幸町3	御幸第一公園	○							○			○				○		
	小浜	県	小浜市千種1-6-13	若狭高等学校	○	○		○				○	○		○	○			○		
	大野	県	大野市水落町7-21	大野市交通公園	○	○		○				○	○		○	○			○		
	今立	県	今立町定友21-5-1	今立町図書館		○		○				○			○				○		
	三方	県	三方町中央1-2	町民プール		○		○				○			○				○		
	計	県設置	18			7	18		15				18	6		18	6			18	
		市町設置	20			20	13	1	5	1	1	20	1		20		1			16	11
一般局小計		38			27	31	1	20	1	1	38	7		38	6	1			34	11	
自動車排出ガス測定局	自排福井	県	福井市大宮1丁目3-16	県警大宮公舎		○	○					○	○						○		
	自排月見	市	福井市月見2丁目1-1	福井赤十字病院前		○	○	○				○	○						○	○	
	自排敦賀	県	敦賀市三島2丁目1-6	勤労福祉センタ-		○	○					○	○						○		
	自排鯖江	県	鯖江市有定1丁目701	市営グラウンド		○	○					○	○						○		
計	県設置	3				3	3					3	3						3		
	市町設置	1				1	1	1				1	1						1	1	
自排局小計		4				4	4	1				4	4						4	1	
合計		42			27	35	5	21	1	1	38	11	4	38	6	1			38	12	

その他 測定局		設置主体	所在地	設置場所	測定項目														テレメータ	
					二酸化硫 黄	窒素 酸化物	一酸化炭 素	オキシ ダント	硫酸 水素	塩化 水素	(注) SPM	炭化 水素	交通量	風 向	風 速	温湿度	日射量	放射	射 支	県シス テム
移動 測定局	みどり号	県			○	○	○	○				○	○		○	○			○	
気象 測定局	特殊気象	県	三国町新保57-1-6	北陸電力(株)福井火力発電所										○	○	○	○	○		
発生源 監視 測定局	北電福井火力	企業	〃	〃	○	○												○		
	三国共同火力	企業	〃	〃	○	○												○		
	敦賀石炭火力1号	企業	敦賀市泉171-5-7	敦賀火力発電所	○	○												○		
	敦賀石炭火力2号	企業	〃	〃	○	○												○		

(注) SPM : 浮遊粒子状物質

(資料 : 環境政策課)

表 2 - 7 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、平成 13 年度）

市町名	測 定 局	用 途 域	有 効 測 定 局 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間 値 の 最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日 が2日以上 連続した ことの有無	環 境 基 準 の 長 期 的 評価による 日平均値が 0.04ppm を 超えた日数	設 置 主 体
						(時間)	(%)	(日)	(%)					
福井市	福 井	住	362	8693	0.006	1	0.0	1	0.3	0.130	0.015	○	0	県 市
	石 盛	住	357	8622	0.004	0	0	0	0	0.100	0.010	○	0	
	河 合	未	359	8644	0.003	2	0.0	0	0	0.105	0.009	○	0	
	大 宮	住	356	8619	0.004	1	0.0	0	0	0.118	0.011	○	0	
	順 化	商	359	8648	0.005	1	0.0	0	0	0.113	0.011	○	0	
	今 市	未	356	8617	0.004	4	0.0	0	0	0.119	0.011	○	0	
	社	住	360	8643	0.003	2	0.0	0	0	0.126	0.010	○	0	
	足 羽	未	355	8590	0.003	1	0.0	0	0	0.118	0.011	○	0	
	三 国	未	361	8694	0.004	1	0.0	0	0	0.117	0.010	○	0	
	三国南保育所	未	363	8734	0.004	0	0	0	0	0.075	0.009	○	0	
三国町	宿保育所	住	365	8755	0.003	1	0.0	0	0	0.104	0.009	○	0	県 町
	浜四郷公民館	未	363	8732	0.005	2	0.0	0	0	0.119	0.012	○	0	
	安島保育所	未	362	8716	0.003	1	0.0	0	0	0.109	0.008	○	0	
金津町	中 川	未	358	8629	0.004	0	0	0	0	0.088	0.008	○	0	広域圏 町
丸岡町	北 丸 岡	未	326	7855	0.003	1	0.0	0	0	0.122	0.009	○	0	
敦賀市	敦 賀	住	362	8651	0.006	8	0.1	2	0.6	0.200	0.019	○	0	県 市
	和 久 野	住	363	8700	0.006	9	0.1	2	0.6	0.185	0.017	○	0	
	気 比	住	364	8753	0.005	9	0.1	2	0.5	0.245	0.014	×	2	
武生市	武 生 南	住	361	8696	0.003	2	0.0	0	0	0.113	0.010	○	0	県 市
	味真野大気	住	358	8650	0.005	3	0.0	0	0	0.130	0.013	○	0	
	武 生 北	工	357	8620	0.006	0	0	0	0	0.065	0.014	○	0	
	武生西*	未	248	5941	0.002	2	0	0	0	0.178	0.010	○	0	
鯖江市	神 明	住	365	8725	0.005	2	0.0	0	0	0.133	0.013	○	0	県 市
	鯖 江 東	住	363	8713	0.002	2	0.0	0	0	0.115	0.005	○	0	
	御 幸	住	363	8728	0.005	1	0.0	0	0	0.106	0.012	○	0	
小浜市	小 浜	住	317	7624	0.003	0	0	0	0	0.095	0.008	○	0	県 市
大野市	大 野	準工	317	7605	0.004	1	0.0	0	0	0.106	0.011	○	0	

（資料：環境政策課）

住：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域

商：近隣商業地域・商業地域 準工：準工業地域 工：工業地域 工専：工業専用地域

未：用途地域をまだ定めていない地域等。以下の表においても同じ。

* 年間の測定時間が 6000 時間未満であるため参考値。以下の表においても同じ。

（注）「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2 % の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.04ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続した日数のうち、2 % 除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 8 - 1 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局、平成 13 年度）

市 町 名	測 定 局	用 途 地 域	一 酸 化 窒 素 (N O)					二 酸 化 窒 素 (N O ₂)												窒 素 酸 化 物 (NO + NO ₂)						設 置 主 体		
			有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の 年 間 9 8 % 値	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	1 時 間 値 が 0.2ppm を 超 えた時間数と そ の 割 合	1 時 間 値 が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下 の時間数とそ の 割 合	日 平 均 値 が 0.06ppm を 超 えた日数とそ の 割 合	日 平 均 値 が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数とその 割 合	日平均値 の 年 間 9 8 % 値	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の 年 間 9 8 % 値	年平均値 NO ₂ / (NO + NO ₂)						
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)		(%)	
福 井 市	清 明	住	365	8697	0.006	0.135	0.028	365	8697	0.012	0.051	0	0	0	0	0	0	0	0	0.025	365	8697	0.019	0.169	0.051	66.0	県 市	
	福 井	住	363	8699	0.009	0.144	0.037	363	8699	0.015	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0	0.029	363	8699	0.025	0.184	0.063	62.5		〃
	セ ン タ ー	未	363	8675	0.006	0.086	0.025	363	8675	0.012	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	363	8675	0.018	0.113	0.045	68.2		〃
	石 盛	住	360	8653	0.007	0.116	0.028	360	8653	0.012	0.072	0	0	0	0	0	0	0	0	0.027	360	8653	0.019	0.156	0.051	63.7		〃
	河 合	未	358	8618	0.004	0.091	0.015	358	8618	0.008	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.024	358	8618	0.012	0.127	0.037	70.2		〃
	大 宮	住	356	8565	0.009	0.155	0.037	356	8565	0.016	0.070	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	356	8565	0.025	0.199	0.068	63.6		〃
	順 化	商	358	8623	0.007	0.161	0.031	358	8623	0.015	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0	0.027	358	8623	0.022	0.201	0.057	67.6		〃
	今 市	未	331	8060	0.015	0.177	0.048	358	8607	0.017	0.065	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	331	8060	0.032	0.218	0.078	51.9		〃
	社	住	361	8684	0.006	0.132	0.023	361	8684	0.011	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0	0.024	361	8684	0.017	0.173	0.045	65.8		〃
三 国 町	足 羽	未	359	8644	0.005	0.111	0.019	359	8644	0.009	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	359	8644	0.014	0.144	0.034	61.6	〃	
	三 国	未	332	8196	0.005	0.124	0.019	332	8196	0.008	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	332	8196	0.012	0.176	0.039	63.0	県 町	
	三国南保育所	未	355	8573	0.003	0.086	0.010	355	8573	0.009	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	355	8573	0.011	0.129	0.032	77.3		〃
	宿 保 育 所	住	364	8750	0.002	0.054	0.011	364	8750	0.007	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	364	8750	0.009	0.096	0.031	76.4		〃
	浜四郷公民館	未	365	8749	0.002	0.070	0.010	365	8749	0.007	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	365	8749	0.009	0.114	0.025	76.0		〃
	安島保育所	未	356	8576	0.001	0.053	0.004	356	8576	0.005	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0.013	356	8576	0.006	0.090	0.017	82.0	〃	
芦 原 町	芦 原	住	365	8733	0.004	0.097	0.015	365	8733	0.008	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	365	8733	0.012	0.133	0.033	70.3	県 市	
金 津 町	金 津	準工	365	8733	0.004	0.180	0.014	365	8733	0.008	0.058	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	365	8733	0.012	0.238	0.031	63.7		県 広域圏
	中 川	未	363	8707	0.007	0.110	0.028	363	8707	0.011	0.058	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	363	8707	0.018	0.129	0.049	60.3		
丸 岡 町	丸 岡	住	365	8723	0.006	0.134	0.021	365	8723	0.010	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.020	365	8723	0.016	0.168	0.037	63.6	県 〃	
春 江 町	春 江	未	364	8726	0.004	0.154	0.030	362	8704	0.008	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	362	8704	0.012	0.186	0.050	64.9		〃
坂 井 町	坂 井	未	364	8702	0.005	0.107	0.020	364	8702	0.008	0.036	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	364	8702	0.013	0.141	0.036	58.2		〃
敦 賀 市	敦 賀	住	360	8682	0.008	0.102	0.025	360	8678	0.011	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	360	8678	0.018	0.134	0.047	58.2	〃	
	和 久 野	住	365	8736	0.004	0.081	0.015	365	8736	0.008	0.055	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	365	8736	0.012	0.102	0.035	68.0	〃	
	気 比	住	365	8752	0.008	0.152	0.035	365	8752	0.015	0.063	0	0	0	0	0	0	0	0	0.030	365	8752	0.023	0.187	0.064	65.4	市	
	武 生 市	武 生	準工	360	8603	0.004	0.075	0.014	360	8603	0.013	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	360	8603	0.017	0.109	0.035		74.9
鯖 江 市	神 明	住	365	8728	0.010	0.185	0.042	365	8728	0.013	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.027	365	8728	0.023	0.222	0.064	56.9	〃	
	鯖 江	住	353	8488	0.005	0.115	0.025	353	8488	0.013	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.026	353	8488	0.018	0.142	0.045	70.3	〃	
小 浜 市	小 浜	住	320	7624	0.003	0.049	0.008	320	7624	0.009	0.038	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	320	7624	0.011	0.074	0.023	76.0	〃	
大 野 市	大 野	準工	313	7510	0.002	0.075	0.012	313	7510	0.008	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0.020	313	7510	0.010	0.108	0.031	77.1	〃	

（注）「98%値による年平均値 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98%の範囲にあって、かつ、0.06ppm を超えたものの日数である。

（資料：環境政策課）

表 2 - 8 - 2 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成 13 年度）

市 町 名	測 定 局	用 途 地 域	一 酸 化 窒 素 (N O)					二 酸 化 窒 素 (N O ₂)												窒 素 酸 化 物 (NO + NO ₂)						設 置 主 体		
			有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の 年 間 9 8 % 値	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	1 時 間 値 が 0.2ppm を 超え た時間数とそ の 割 合		1 時 間 値 が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数とその 割 合		日 平 均 値 が 0.06ppm を 超 えた日数とそ の 割 合		日 平 均 値 が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数とその 割 合		日平均値 の 年 間 9 8 % 値	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の 年 間 9 8 % 値		年平均値 NO ₂ / (NO + NO ₂)	
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)		(%)	
福井市	自 排 福 井	準工	365	8726	0.024	0.209	0.058	365	8726	0.019	0.066	0	0	0	0	0	0	0	0	0.030	365	8726	0.043	0.242	0.085	43.8	県 市 県 〃	
	自 排 月 見	商	360	8671	0.035	0.224	0.096	360	8671	0.020	0.279	1	0.0	1	0.0	0	0	1	0.3	0.037	360	8671	0.055	0.330	0.118	35.9		
	敦賀市	自 排 敦 賀	商	361	8646	0.021	0.202	0.063	361	8646	0.019	0.077	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.036	361	8646	0.040	0.254	0.091		48.2
	鯖江市	自 排 鯖 江	準工	364	8710	0.035	0.255	0.093	364	8710	0.020	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0	0.032	364	8710	0.055	0.304	0.124		35.6

（注）「98%値による年平均値 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98%の範囲にあって、かつ、0.06ppm を超えたものの日数である。

（資料：環境政策課）

表 2 - 9 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、平成 13 年度）

市町名	測 定 局	用 途 域	有効測定日数	有効測定時間	年 均 平 値	1 時 間 値 が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 と そ の 割		日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 と そ の 割		1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 2 % 除 外	日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 と そ の 有 無	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価 に よ る 日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	設 置 主 体
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有× 無○)	(日)	
福井市	清 明	住	361	8670	0.028	0	0	0	0	0.148	0.070	○	0	県
	福 井	住	364	8709	0.031	6	0.1	1	0.3	0.280	0.070	○	0	
	セ ン タ ー	未	358	8628	0.028	0	0	0	0	0.160	0.071	○	0	
	石 盛	住	343	8210	0.028	9	0.1	1	0.3	0.318	0.063	○	0	
	河 合	未	336	8053	0.029	10	0.1	1	0.3	0.383	0.069	○	0	
	大 宮	住	365	8729	0.027	8	0.1	1	0.3	0.305	0.064	○	0	
	順 化	商	365	8733	0.024	6	0.1	1	0.3	0.287	0.058	○	0	
	今 市	未	360	8646	0.017	6	0.1	1	0.3	0.308	0.056	○	0	
	社	住	363	8708	0.025	6	0.1	1	0.3	0.291	0.059	○	0	
三国町	足 羽	未	365	8722	0.024	7	0.1	1	0.3	0.269	0.058	○	0	県
	三 国	未	363	8711	0.028	6	0.1	1	0.3	0.292	0.063	○	0	
	三国南保育所	未	363	8734	0.023	9	0.1	1	0.3	0.265	0.061	○	0	
	宿 保 育 所	住	365	8750	0.029	14	0.2	1	0.3	0.353	0.067	○	0	
	浜四郷公民館	未	365	8748	0.023	7	0.1	1	0.3	0.313	0.059	○	0	
芦原町	安島保育所	未	362	8711	0.025	17	0.2	1	0.3	0.635	0.062	○	0	県
	芦 原	住	362	8713	0.027	5	0.1	1	0.3	0.270	0.064	○	0	
金津町	金 津	準工	365	8747	0.032	14	0.2	1	0.3	0.290	0.082	○	0	市
	中 川	未	363	8723	0.023	1	0.0	1	0.3	0.216	0.055	○	0	
丸岡町	丸 岡	住	362	8728	0.030	4	0.0	1	0.3	0.237	0.072	○	0	県
	北 丸 岡	未	362	8721	0.028	8	0.1	3	0.8	0.265	0.067	×	2	
春江町	春 江	未	362	8703	0.031	4	0.0	2	0.6	0.253	0.076	○	0	市
坂井町	坂 井	未	364	8748	0.029	7	0.1	1	0.3	0.270	0.073	○	0	市
敦賀市	敦 賀	未	365	8718	0.026	6	0.1	1	0.3	0.286	0.060	○	0	市
	和 久 野	未	364	8729	0.025	8	0.1	1	0.3	0.431	0.062	○	0	
	気 比	住	364	8755	0.024	7	0.1	1	0.3	0.395	0.062	○	0	
武生市	武 生	準工	357	8625	0.025	0	0	0	0	0.182	0.058	○	0	市
	武 生 南	住	361	8711	0.022	6	0.1	1	0.3	0.271	0.049	○	0	
	味真野大気	住	354	8539	0.021	11	0.1	1	0.3	0.304	0.049	○	0	
	武 生 北	工	361	8693	0.016	1	0.0	1	0.3	0.363	0.041	○	0	
	武 生 西 *	未	243	5864	0.021	8	0.1	1	0.4	0.272	0.046	○	0	
鯖江市	神 明	住	361	8645	0.030	5	0.1	1	0.3	0.313	0.071	○	0	市
	鯖 江	住	358	8625	0.029	1	0.0	0	0	0.224	0.067	○	0	
	鯖 江 東	住	364	8736	0.027	8	0.1	1	0.3	0.275	0.057	○	0	
	御 幸	住	365	8746	0.030	2	0.0	1	0.3	0.212	0.069	○	0	
小浜市	小 浜	住	316	7603	0.021	5	0.1	1	0.3	0.247	0.053	○	0	市
大野市	大 野	準工	320	7677	0.024	0	0	0	0	0.197	0.056	○	0	市

(資料：環境政策課)

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%の範囲を除外した後の日平均値のうち 0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 1 一酸化炭素の測定結果（一般環境大気測定局、平成 13 年度）

市町名	測定局	用地 途域	有効測定日数	有効測定時間	年平均値	8 時間値が 20ppm を超えた 回数とその割合		日 平 均 値 が 10ppm を超えた 日数とその割合		1 時間 値 の 最高値	日平均 値 の 2 % 除外値	日 平 均 値 が 10ppm を超えた 日が 2 日以上 続したことの 有 無	環境基準の長 期的評価による 日 平 均 値 が 1 0 p p m を超えた日数	設 置 主 体
			(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有× 無○)	(日)	
福井市	順 化	商	363	8738	0.4	0	0	0	0	2.2	0.7	○	0	市

(資料：環境政策課)

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2 % の範囲を除外した後の日平均値のうち 10ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2 % 除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 2 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成 13 年度）

市町名	測定局	用地 途域	有効測定日数	有効測定時間	年平均値	8 時間値が 20ppm を超えた 回数とその割合		日 平 均 値 が 10ppm を超えた 日数とその割合		1 時間 値 の 最高値	日平均 値 の 2 % 除外値	日 平 均 値 が 10ppm を超えた 日が 2 日以上 連続たことの 有 無	環境基準の長 期的評価による 日 平 均 値 が 1 0 p p m を超えた日数	設 置 主 体
			(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有× 無○)	(日)	
福井市	自排福井	準工	351	8396	0.7	0	0	0	0	3.3	1.1	○	0	県 市
	自排月見	商	365	8714	0.7	0	0	0	0	3.3	1.2	○	0	
敦賀市	自排敦賀	商	364	8747	0.5	0	0	0	0	4.3	1.0	○	0	県
鯖江市	自排鯖江	準工	364	8745	0.6	0	0	0	0	2.9	1.0	○	0	市

(資料：環境政策課)

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2 % の範囲を除外した後の日平均値のうち 10ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2 % 除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 11 - 1 光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局、平成 13 年度）

市町名	測 定 局	用 地 途 域	有効測定日数	有効測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間の最高 1 時間値の年平均値	設 置 主 体
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
福井市	清 明	住	358	5229	0.027	26	112	0	0	0.083	0.041	県
	福 井	住	332	4892	0.025	26	109	0	0	0.082	0.039	〃
	セ ン タ ー	未	362	5326	0.028	35	158	0	0	0.086	0.043	〃
	河 合	未	365	5435	0.031	60	346	0	0	0.105	0.044	市
	順 化	商	360	5219	0.022	14	54	0	0	0.089	0.033	〃
	今 市	未	359	5202	0.023	19	68	0	0	0.087	0.037	〃
	社	住	365	5436	0.030	58	303	0	0	0.094	0.047	〃
三国町	足 羽	未	363	5423	0.032	69	366	0	0	0.098	0.049	〃
	三 国	未	365	5389	0.035	45	243	0	0	0.089	0.048	県
丸岡町	丸 岡	住	364	5396	0.028	29	99	0	0	0.081	0.041	〃
坂井町	坂 井	未	365	5400	0.032	37	162	0	0	0.086	0.045	〃
敦賀市	敦 賀	住	365	5448	0.036	85	370	0	0	0.096	0.051	〃
	和 久 野	住	365	5448	0.036	70	322	0	0	0.099	0.049	〃
武生市	武 生	準工	365	5450	0.031	67	333	0	0	0.109	0.047	〃
鯖江市	神 明	住	365	5424	0.031	71	350	0	0	0.098	0.049	〃
	鯖 江	住	365	5457	0.031	74	360	0	0	0.101	0.048	〃
小浜市	小 浜	住	319	4749	0.033	48	208	0	0	0.096	0.048	〃
大野市	大 野	準工	322	4803	0.032	58	261	0	0	0.110	0.048	〃

(資料：環境政策課)

(注) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。したがって、1 時間値は 6 時から 20 時まで得られることになる。

表 2 - 11 - 2 光化学オキシダントの測定結果（自動車排出ガス測定局、平成 13 年度）

市町名	測 定 局	用 地 途 域	有効測定日数	有効測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間の最高 1 時間値の年平均値	設 置 主 体
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
福井市	自 排 月 見	商	359	5211	0.014	5	14	0	0	0.073	0.024	市

(資料：環境政策課)

(注) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。したがって、1 時間値は 6 時から 20 時まで得られることになる。

表 2 - 12 - 1 非メタン炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局、平成 13 年度）

市町名	測 定 局	用 地 途 域	測 定 時 間 (時間)	年 均 平 値 (ppmC)	6 ～ 9 時 にお る年 平 均 値 (ppmC)	6 ～ 9 時 測定 日 数 (日)	6 ～ 9 時 3 時 間 平 均 値		6 ～ 9 時 3 時 間 平 均 値 が 0.20ppmC を超 えた日数と そ の 割 合		6 ～ 9 時 3 時 間 平 均 値 が 0.31ppmC を超 えた日数と そ の 割 合		設 置 体 主 体
							最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	
福井市	福 井	住	8603	0.15	0.15	362	0.62	0.01	68	18.8	12	3.3	県
	順 化 商		8326	0.15	0.15	352	0.68	0.04	45	12.8	2	0.6	市
三国町	三 国	未	8006	0.08	0.08	336	0.31	0.00	21	6.3	0	0	県
敦賀市	敦 賀	住	8490	0.10	0.12	358	0.43	0.02	25	7.0	4	1.1	"
鯖江市	神 明	住	8402	0.14	0.16	352	0.48	0.00	91	25.9	9	2.6	"
小浜市	小 浜	住	7641	0.09	0.08	320	0.30	0.01	14	4.4	0	0	"
大野市	大 野	準工	7673	0.11	0.11	315	0.34	0.00	27	8.6	3	1.0	"

(資料：環境政策課)

表 2 - 12 - 2 非メタン炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成 13 年度）

市町名	測 定 局	用 地 途 域	測 定 時 間 (時間)	年 均 平 値 (ppmC)	6 ～ 9 時 にお る年 平 均 値 (ppmC)	6 ～ 9 時 測定 日 数 (日)	6 ～ 9 時 3 時 間 平 均 値		6 ～ 9 時 3 時 間 平 均 値 が 0.20ppmC を超 えた日数と そ の 割 合		6 ～ 9 時 3 時 間 平 均 値 が 0.31ppmC を超 えた日数と そ の 割 合		設 置 体 主 体
							最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	
福井市	自 排 福 井	準工	8309	0.25	0.26	350	0.56	0.05	258	73.7	79	22.6	県
	自 排 月 見	商	8541	0.21	0.24	359	0.46	0.05	237	66.0	74	20.6	市
敦賀市	自 排 敦 賀	商	7757	0.15	0.16	326	0.45	0.00	92	28.2	12	3.7	県
鯖江市	自 排 鯖 江	準工	8422	0.22	0.24	353	0.52	0.05	238	67.4	48	13.6	"

(資料：環境政策課)

表 2 - 13 - 1 ばい煙発生施設市町村別届出状況（大気汚染防止法）

（平成14年 3 月31日現在）

施設種類 市町村名	1 項		2 項		5 項		6 項		9 項		10 項		11 項		12 項		13 項		14 項		19 項		27 項		29 項		30 項		合 計			
	工場数	施設数	ガス発生炉	施設数	金属溶解炉	工場数	金属加熱炉	施設数	焼成炉	施設数	炉反炉	施設数	炉乾燥	施設数	電気炉	施設数	廃棄物焼却炉	施設数	焙焼炉	施設数	炉焼結	工場数	施設数	硝酸吸収施設	工場数	施設数	ガスタービン	工場数	施設数	ディーゼル機関	施設数	実工場数
福井市	201	417			3	11	1	1					12	17			15	20				1	4	1	1			7	15	237	486	
敦賀市	42	93							1	2			7	12			5	7	1	2								1	2	51	118	
武生市	62	118			2	2	2	7	14	16	1	9	6	10			4	6				1	1							91	169	
小浜市	23	39											3	6			3	4												29	49	
大野市	26	41											3	9			4	5												35	60	
勝山市	28	61											4	7			8	9								1	1	3	6	37	84	
鯖江市	45	91			1	1		2		2			3	7			3	4												54	105	
美山町	3	5																												3	5	
松岡町	4	7																												4	7	
永平寺町	3	7											1	2			1	1												5	10	
上志比村	2	2																												2	2	
和泉村																	1	1												1	1	
三国町	46	96			2	16	1	20					2	6			2	3										1	5	48	146	
芦原町	19	52											1	2			1	1										1	1	21	56	
金津町	20	41					1	1	4	4			1	5			4	6												29	57	
丸岡町	18	30											4	8			5	5												27	43	
春江町	24	46			1	2							3	7			1	1												28	56	
坂井町	8	16											2	6			1	1												10	23	
今立町	20	25			1	2							2	3			1	1												24	31	
池田町	1	1															2	2												3	3	
南条町	1	1											1	2																2	3	
今庄町	1	2																												1	2	
河野村	1	1																												1	1	
朝日町	5	7							1	1							2	2												8	10	
宮崎村	6	8							3	3																				9	11	
越前町	7	8																												7	8	
越廼村	1	1																												1	1	
織田町										2	6		1	1																3	7	
清水町	9	23																				1	4							10	27	
三方町	6	11											1	2			2	3												9	16	
美浜町	7	9											2	3			1	1												9	13	
上中町	6	17											2	4			1	2												9	23	
名田庄村																	1	1												1	1	
高浜町	1	4															3	5												4	9	
大飯町																	1	2												2	3	
合 計	646	1,280			10	34	5	29	27	34	1	9	62	120			72	93	1	2	2	5	1	1	1	1	1	18	38	815	1,646	

（資料：環境政策課）

表 2 - 13 - 2 ばい煙発生施設市町村別届出状況（電気事業法・ガス事業法）

（平成13年3月31日現在）

(平成15年3月31日現在)														
施設種類	1 項		2 項		1 3 項		2 9 項		3 0 項		3 1 項		合 計	
	ボ イ ラ ー		ガ ス 発 生 炉		廃 棄 物 焼 却 炉		ガ タ ー ビ ン	ス 機	デ ィ ー ゼ ル 関		ガ ス 機 関			
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工 場 数	施 設 数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福 井 市			1	4			20	21	60	85			75	110
敦 賀 市	6	19	1	2			1	2	24	32			29	55
武 生 市							1	1	15	25			16	26
小 浜 市							1	1	5	5			6	6
大 野 市									5	6			5	6
勝 山 市							1	1	3	6			4	7
鯖 江 市	1	1					2	2	9	10			12	13
松 岡 町							1	1	2	3			3	4
永平寺町							1	2	1	1			2	3
三 国 町	2	2							11	16			11	18
芦 原 町									1	2			1	2
金 津 町	1	2							3	3			4	5
丸 岡 町							2	2	4	4			6	6
春 江 町							2	2	3	3			5	5
坂 井 町									1	2			1	2
今 庄 町									2	5			2	5
朝 日 町									2	2			2	2
清 水 町							3	3	2	4			5	7
三 方 町									3	6			3	6
美 浜 町	1	2							3	10			3	12
高 浜 町	1	4			1	1			5	10			5	15
大 飯 町	1	3			1	1			1	9			1	13
合 計	13	33	2	6	2	2	35	38	165	249			201	328

（資料：環境政策課）

表 2 - 14 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成13年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場	コ ン ベ ア	破 碎 機	破 碎 機	ふ る い					
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福 井 市	12	14	13	46	12	33	6	8	20	101
敦 賀 市	12	28	13	119	7	28	7	17	22	192
武 生 市	4	4	4	17	4	12	2	3	5	36
小 浜 市	1	1	4	17	2	6	1	1	4	25
大 野 市	3	9	4	21	3	10	1	1	5	41
勝 山 市	5	7	7	33	7	17	2	4	7	61
鯖 江 市	4	6	3	3	2	2			5	11
美 山 町	1	1	2	3	1	2			3	6
松 岡 町			1	18	1	7	1	3	1	28
永平寺町	4	5	2	2	2	5	1	2	4	14
三 国 町	4	4							4	4
芦 原 町	1	1	1	3					2	4
丸 岡 町	3	4	4	19	4	14	3	6	4	43
坂 井 町	1	1							1	1
今 庄 町	3	7	2	10	2	14	1	1	3	32
上 中 町			1	1	1	2	1	1	1	4
高 浜 町	2	2	1	1	1	1			4	4
合 計	58	94	61	313	48	153	26	47	95	607

（資料：環境政策課）

表 2 - 15 特定粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成13年3月31日現在）

施設種類	2 項		合 計	
	混	合		
市町村名	工	場	実	工
武生市	場	数	場	数
武生市	1	1	1	1
合 計	1	1	1	1

（資料：環境政策課）